

# 平成 28 年 4 月善通寺市農業委員会農地専門部会次第

日時：平成 28 年 4 月 20 日

場所：善通寺市農業振興センター会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議事録署名人指名

4. 議 案

議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項貸借解約通知確認の報告について

議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 5 号 非農地証明願について

5. 報 告

報告第 1 号 平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について

報告第 2 号 平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

6. そ の 他

次回開催 5 月 20 日（金）13 時 30 分～

現地調査 同 日 9 時～

農業相談 同 日 10 時～

7. 閉 会

平成28年4月農業委員会総会（農地専門部会）議事録

1. 日 時 平成28年4月20日（水） 11時25分～
2. 場 所 善通寺市農業振興センター2階中会議室
3. 出席委員 1 高田幸雄委員， 2 谷口義弘委員， 3 川田治弘農地専門部会長， 4 渡辺政幸委員， 7 瀬川治農地専門部会長職務代理者， 8 山地孝義委員， 9 増田アサミ委員， 10 大川善四郎委員， 11 大西光義委員， 12 尾上一美委員， 13 堀井伸一委員， 14 香川貞行委員， 16 土居信雄委員， 18 原巧農政専門部会長職務代理者， 19 三原正子委員， 20 籾内實委員， 21 近藤正三会長職務代理者， 22 立石泰夫会長
4. 遅刻委員 なし
5. 欠席委員 5 佐柳博秋委員， 6 遠山建治委員， 15 南光紀夫農政専門部会長， 17 近藤隆委員
6. 傍 聴 人 なし
7. 事 務 局 参事 大喜多 敬一 局長 平田 和明， 次長 芦辺 龍史
8. 議 案 議案第1号 農地法第18条第6項貸借等解約通知確認の報告について  
議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第5号 非農地証明願について
9. 報 告 報告第1号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価  
(案)について  
報告第2号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)につ  
いて
10. 議 事  
局 長 ただいまより，平成28年4月の定例会，農地専門部会を始めます。それ  
(平田) では，議事の進行につきましては，川田農地専門部会長，よろしくお願  
い  
します。

川田農地専門部会長

それでは，農地専門部会を進めて行きたいと思っておりますので，よろしくお願

いします。議事録署名人には、議席第20番の藪内委員さんと、第21番の近藤正三会長職務代理者、よろしくお願ひいたします。早速、議案に入りたいと思います。議案第1号、農地法第18条第6項の規定による解約通知確認の報告についてを、議題といたします。事務局より説明をお願ひいたします。

局長 はい。それでは、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による貸借解約通知確認の報告について、議案書の1ページで、2件の案件でございます。まず、番号1であります。本件は、議案第3号、番号1と関連しております。本件の農地は、残存小作地の登記地目が田である〇筆、〇〇〇㎡であります。農地転用目的のため、残存小作による貸借契約を合意による解約をするもので、本合意解約後は、本日の議案第3号、番号1において、農地法第4条第1項の規定による許可申請として審議することとなっております。離作補償の額は〇〇〇万円であります。また、本件は、提出書類に不備もなく問題はないと考えております。

次に、番号2であります。本件の農地は、貸借人と賃借人との間で、農業経営基盤強化促進法第18条第1項で、農業委員会の決定を経て、平成25年6月1日から5年間、農用地利用集積計画を定め、同条第2項で、登記及び現況地目が田である〇筆〇〇〇〇㎡について、利用権設定をしております。借り手の変更により、3月28日付で、貸借人と賃借人との間で、貸借契約の合意による解約をしたもので、本合意解約後は、6月1日より新たな契約を結び、耕作することとなっております。離作補償はありません。なお、本件は提出書類に不備もなく問題はないと考えております。以上2件、登記地目は田が〇筆〇〇〇〇㎡の案件でありますので、よろしくご審議賜りますよう、お願ひ申し上げます。

川田農地専門部会長

はい。ありがとうございました。それでは、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による貸借解約通知確認の報告についての説明が事務局よりありました。皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

川田農地専門部会長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

川田農地専門部会長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第1号につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局長 はい。それでは、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書の2ページで、1件の案件でございます。本件の譲渡理由ですが、その他の理由として、地図の1ページ上段の左右にある地図をご覧ください。譲受人は、本日の議案第3号、番号1において、共同住宅を建築することを計画した際に、当該申請地を進入路として購入することとして、譲渡人との間で話が整っておりましたが、農業振興地整備計画の除外要件として認められなかったため、本申請地を農地として取得するものであり、〇〇町の登記及び現況地目が田の〇筆、〇〇〇㎡について、売買による所有権を移転するため、今般、両者の間で合意が整ったことで、本申請に至ったものであります。譲受人は現在、妻、子、孫の7人で生活しており、妻と息子の3人で農作業に従事し、本市において、自作地の田を〇〇筆〇〇〇〇㎡について、主に水稻、野菜、果樹を作付けしており、提出書類に不備もなく、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしており、何も問題は無いとと考えております。なお、本申請地には、野菜を作付けする計画となっております。以上1件、登記地目は、田が〇筆〇〇〇㎡の案件でありますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。それでは、ただ今、説明がありました、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

川田農地専門部会長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

川田農地専門部会長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第2号につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局長 はい。それでは、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案書の3ページで、2件の案件でございます。まず、番号1でございますが、本件は、先程、議案第2号、番号1でご説明いたしました。当該申請地に共同住宅2階建て、建築面積122.32㎡4戸を2棟建築し、16台分の駐車場用地と、駐輪場並びにゴミステーションを設けるものであります。本件の申請者は、当初の計画では、自己所有農地である〇〇町字〇、〇〇〇番の田、外〇筆に、共同住宅を建てることを計画しておりましたが、〇〇〇株式会社が物流倉庫、善通寺第二センターを建築するという計画が出たことにより、新たに共同住宅として規模的に妥当な場所を探していたところ、県道や市道に近く、また学校や病院も近く、住環境の良い本申請地を選択し、農地転用の申請に及んだものであります。なお、併せて利用する土地としいたしまして、北側の宅地・農道・水路の一部分〇〇〇㎡であり、併せ利用地を含めると1000㎡を超える案件であるため、都市計画の開発行為が必要であります。本申請地は、農業振興地域であり、平成28年3月31日付で、農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答が出ています。申請地の東側及び南側は農道、北側は宅地、西側は田であり、提出書類に不備もなく、本転用についての調整をすべて了しておりますことから、特に問題はないと考えております。当該申請地は、第2種農地であり、現在は何も作付けしておりません。

次に番号2でございますが、申請者は市内において、〇〇〇施設等を営む医療法人の理事長であります。本申請地は、〇〇〇施設の利用者のリハビリ目的を兼ねた、〇〇〇事業の一環としての園芸活動を行うために、当時の農地所有者との間で話が整い、平成〇〇年〇月に本農地専門部会に諮り、

農地法第3条許可を受け、取得した農地であります。その後、施設利用者からの要望もあり、農地法について熟知せず、平成〇〇年に無断で造成し、露天保養施設として利用していたもので、始末書を徴しております。本申請地は、農業振興地域であり、平成28年3月31日付で、農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答が出ています。また、申請地の東側及び北側、南側は宅地、西側は市道であり、提出書類に不備もなく、本転用についての調整をすべて了しておりますことから、特に問題はないと考えております。当該申請地は、第2種農地であります。

以上2件、登記地目は田が〇筆で〇〇〇〇㎡の案件であり、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。それでは、地元の農業委員さんのご意見をお聞きします。まず、番号1について、〇〇町ですので、私の担当地区であります。私が議事進行をしている関係上、土居委員さんをお願いしたいと思っております。よろしくお願ひします。

土居委員 はい。先般、私と川田委員と2人で現地の調査を行いました。後日、本人や周囲の方とお会いして話を聞いてきました。特に問題はありません。よろしくご審議お願ひします。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんからは、特段問題ないということ。続きまして、番号2について〇〇町でございますが、本日は南光農政専門部会長が欠席しておりますので、籾内委員さん、よろしくお願ひします。

籾内委員 南光委員さんより、先日、現地の調査を行い、特段問題はないと聞いております。よろしくご審議をお願ひします。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただいま、両案件とも地元の農業委員さんは、特段問題ないということ。それでは、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、皆様方より何かご意見、ご質問はあり

ませんか。

(全委員意見, 質問なし)

川田農地専門部会長

ご質問がないようですので, 賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

川田農地専門部会長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして, 議案第3号につきましては, 原案のとおり決定をいたします。続きまして, 議案第4号, 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを, 議題といたします。事務局より, 説明をお願いいたします。

局長

はい。議案第4号, 農地法第5条第1項の規定による許可申請について, 議案書の4ページで, 4件の案件でございます。まず, 番号1でございますが, 本件の譲受人は, ○○○市に主たる事務所を置き, 本市内においても石油類の販売, コンビニエンスストアを営業している法人の代表取締役であります。本申請地の南側には, 譲受人の経営する○○○○㎡のガソリンスタンドや洗車場, 東側には○○○○㎡のコンビニエンスストア店舗や駐車場があり, 現在, 複合施設として双方を運用している状況であります。ガソリンスタンド, 洗車場の利用者, コンビニ店舗への利用客の増加に伴い, 駐車場スペースの確保と, 洗車後の車両のふき取り場所が必要となったため, 譲渡人に対して, かねてから要望していた, 本申請地の売買の話が整い, 今般, 農地転用申請に及んだものであります。事業の計画としては, 11台分の駐車スペースを設けるものであります。本申請地は, 第3種農地であり, 現在は何も作付けしておらず, 用途地域内の農地であります。本申請地の周囲には東側がコンビニ店舗用地と駐車場, 南側が洗車場とガソリンスタンド用地であり, 北側は宅地, 西側は農道水路となっております。提出書類に不備もなく, 本転用についての調整をすべて了しており, 事業実施の確実性も見込まれることから, 今回の拡張計画について特に問題は無いと考えております。

次に番号2ですが, 本申請地は, 譲渡人が夫より, 平成○○年○月に相続を受けた農地であり, 市内に田畑合わせて○筆の農地を所有しているもの

の、既に両親と夫を亡くされ、子どもは市外に転出しており、農業に従事するのは譲渡人のみであるため、ほとんどの所有農地を、地元の認定農業者に貸し付け、農地として維持管理をしている状況であります。譲受人は、〇〇〇郡〇〇〇町に主たる事務所をおき、船舶等の清掃作業、建築工場の清掃業務等を行っている法人の代表取締役であり、併せ地である、A工業有限会社の土地建物の所有者で、今回、B工業有限会社に貸駐車場用地・貸資材置場用地として貸し付けるものであります。B工業有限会社は、同じく〇〇〇郡〇〇〇町にて、平成〇年から会社を成立し、船舶塗装業務、一般建築の塗装業務を営んでいる法人であり、今般、受注の増加に伴い、工事用の資材も増え、従業員の駐車スペースが無くなってきたため、止む無く路上駐車をしている状況になっており、今回の事業計画として、資材置場・フォークリフト置場4台分・従業員用の駐車場5台分と、面積的にも妥当であり、隣地であるため作業の利便性も良く、市道に近く、交通の便も良いため、農地転用の申請に及んだものであります。本申請地は第2種農地であり、周囲は東側が農地、南側が宅地であり、北側は農道、西側は本申請地の併せ利用地となっております。また、本申請地は、農業振興地域であり、平成28年3月31日付で、農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答が出ています。本転用についての調整をすべて了しており、事業実施の確実性も見込まれることから、特に問題は無いと考えております。

次に番号3であります。本件の譲受人は本市内において、建築業等を営んでいる法人の代表取締役であります。平成〇〇年〇〇月に、所有している資材置場が手狭となってきたために、今回、併せ利用地としている、〇〇町字〇〇〇、〇〇〇番〇、田〇〇〇㎡と、同所〇〇〇番、田〇〇〇㎡の〇筆、合計〇〇〇㎡について、同月、本農地専門部会に諮り、県知事許可を得た案件であり、平成〇〇年〇〇月には工事完了を行っており、完了確認の際には、計画どおりに建築工事用の重機、建築用の資材が置かれております。今回、受注工事の増加、事業の拡大に伴い、現在所有する既存の資材置場では手狭となっていたところ、〇〇市〇〇町に居住している譲渡人との間で話が整い、農地転用申請に及んだものであります。本申請地は

第2種農地であり、譲受人の事務所からも近く、既存資材置場の隣接地であり、譲受人の家族が所有する宅地も併せて資材置場用地として利用が出来る利便性や、規模の妥当性、事業実施の確実性もあることから、本転用の拡張計画について問題は無いと考えております。また、本申請地は、農業振興地域であり、平成28年3月31日付で、農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答が出ています。

次に番号4であります。本件の借人は父親とともに家族協定の認定農業者として認定を受けている専業農業者であり、主に水稲と、その裏作としてレタス、ネギを中心に、自己所有農地と借入地を合わせた経営面積〇〇〇〇〇〇㎡にそれぞれ作付けし農業経営を行っております。以前から、〇〇町〇〇〇〇番地〇を農作業場として利用しておりますが、作業場への進入路が狭小で、配送用トラックの出入りが出来ない状況であるため、現在は知人である、株式会社〇〇農園の倉庫の一部を借りて、野菜の運び入れや、出荷をしている状態です。また、パート雇用従業員も8人いるため、その駐車場用地の確保に苦慮している状態でありました。借人自身は土地を所有しておらず、また父親の所有する土地も大型トラックが進入出来るような広さの土地は無く、市道に面し、現在、耕作している農地や、借人の住宅からの距離も近いこと、本申請地を計画地として選定し、平成〇〇年〇月〇〇日迄の1年間の使用貸借権を設定し、12.88㎡の平屋建てユニットハウス6棟と、10台分の従業員用の駐車場用地、4トントラックの駐車スペース、簡易トイレを設置し、一時転用として使用するものであります。本申請地は第2種農地であり、農振地域内の農地ですが、平成〇〇年度の遊休農地の利用状況調査において、耕作放棄地と判断された農地であります。本申請地の今後については、農業振興地域から除外をする手続きを経て、所有権移転を伴う農地の転用に至るとのことです。一時転用としての原状回復の時期やその方法、原状回復に要する費用負担についての土地貸借契約書も備わっており、書類の不備もなく、事業の遂行も見込まれることから、今回の転用については特に問題は無いと考えております。以上4件、登記地目は、田が〇筆〇〇〇〇㎡の案件であり、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えております。

で、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。それでは、番号1について、地元の農業委員さんのご意見をお聞きします。〇〇〇町ですので、遠山委員さんが欠席のため、立石会長、よろしくお願ひします。

立石会長 はい。4月6日に〇〇地区の委員3名で現地の確認を行いました。特に問題はあります。よろしくお願ひします。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、番号1について、特段問題ないということです。それでは、番号2と番号3及び番号4について、地元の農業委員さんのご意見をお聞きします。いずれも〇〇町ですので、渡辺委員さん、よろしくお願ひします。

渡辺委員 はい。番号2・3・4について、4月13日に佐柳委員と現地調査を行い、土地の所有者、関係者の方とお会いして話を伺ってきましたが、特に問題はあります。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、番号2、番号3及び番号4について、特段問題ないということです。それでは、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、何かご意見、ご質問はありますか。

(全委員意見、質問なし)

川田農地専門部会長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

川田農地専門部会長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第4号につきましては原案のとおり決定いたします。続きまして議案第5号、非農地証明願についてを、議題といたします。事務局より、説明をお願いいたします。

局長 はい。それでは議案第5号、非農地証明願について、議案書の5ページで、2件の案件でございます。まず番号1ですが、本件は証明を受けようとする

る土地である登記地目が畑の〇〇〇㎡については、平成〇〇年頃、農機具倉庫として、耕作事業のため使用しております。申請人は既に死亡しており、公正証書にて指定を受けた遺言執行者からの本証明願の申請となっております。農地法施行規則第29条第1号の規定による耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全若しくは利用の増進のため又はその農地（2アール未満のものに限る。）をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合）に該当する。また、非農地証明事務処理要領準則第3項第2号⑤イの規定による耕作の事業を行う者が、その農地（2アール未満のものに限る。）を自らの耕作又は養畜の事業のための農業経営施設（農機具倉庫）の用に供する場合に該当し、農作業の効率を上げる目的で転用された土地であるため、農地法の適用を受けない土地であることを証明するものであります。

次に番号2であります。本申請地は第3種農地で第一種住居地域であります。申請者は平成〇〇年〇〇月に父親が亡くなり、その所有する農地の相続を受けた旨の農地法第3条の3第1項の規定による届出書と、相続税の納税猶予に関する適格者証明願が本農業委員会に提出がありました。所有農地を確認した際に、1筆、本申請地の登記地目が田で、現況は農業用倉庫が2棟建築されていたため、非農地証明願の提出となったものであります。農地法施行規則・非農地証明事務処理要領の説明については、番号1と同じですので省略させていただきます。以上2件、登記地目は、畑が〇筆、〇〇〇㎡の案件であり、提出書類に不備もなく、許可が相当であると考えておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。それでは、番号1及び番号2の案件については、私の担当地区ですが、議事進行をしている関係で、土居委員さんよりご意見をお聞きします。土居委員さん、よろしくお祈りします。

土居委員 番号1と番号2について、先日、川田委員と私とで現地調査を行いました。特に問題はありません。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただいま、番号1及び番号2について、地元の

農業委員さんは、特に問題ないということです。それでは、議案第5号、非農地証明願について、何かご意見、ご質問はありませんか。

(全委員意見、質問なし)

川田農地専門部会長

質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

川田農地専門部会長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第5号につきましては、原案のとおり決定をいたします。本日の予定されておりました議案審議は、委員の皆様のご協力により無事終了いたしました。ありがとうございました。次に、事務局より、報告事項をお願いします。

局長

それでは、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてをご説明いたします。まず、報告第1号、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)についてご説明いたします。報告の1ページから8ページでございます。大見出しについては、法令事務に関する点検、法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価、促進等事務に関する評価の3項目となっています。法令事務に関する点検は、総会等の開催及び議事録の作製で、開催日・公開である旨の周知をし、総会等の議事録を詳細に作製し、議事録の公表をしています。事務に関する点検は、農地法第3条に基づく許可事務、農地転用に関する事務、農業生産法人からの報告への対応、情報の提供等をしています。法令事務に関する評価は、遊休農地に関する措置の現状及び課題、平成27年度の目標及び実績、目標の達成に向けた活動、評価の(案)であります。促進等事務に関する評価は、認定農業者等担い手の育成及び確保の現状及び課題、平成27年度の目標及び実績、目標の達成に向けた活動、評価の(案)で、担い手への農地の利用集積の現状及び課題、平成27年度の目標及び実績、目標の達成に向けた活動、評価の(案)で、違反転用への適正な対応の現状及び課題、平成27年度の目標及び実績、目標の達成に向けた活動、評価の(案)であります。

次に、報告第2号、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてご説明いたします。今回、農業委員会等に関する法律の一部が改正され、改正農業委員会法第37条において、農業委員会の活動の点検評価及び活動計画の策定が法定化されたことを受け、農政省が法改正後の農業委員会の活動計画及び点検評価の新様式を定めたことにより、従来と様式が変更になっております。報告の9ページから11ページでございます。

大見出しについては、農業委員会の状況、担い手への農地の利用集積・集約化、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進、遊休農地に関する措置、違反転用への適正な対応の5項目となっております。農業委員会の状況は、農家・農地等の概要、農業委員会の現在の体制で、担い手への農地の利用集積・集約化は、平成28年3月現在の現状及び課題、平成28年度の目標及び活動計画(案)で、新たな農業経営を営もうとする者への参入促進は、平成25年から平成27年度の新規参入の状況及び課題、平成28年度の目標及び活動計画(案)で、遊休農地に関する措置は、平成28年3月現在の現状及び課題、平成28年度の目標及び活動計画(案)で、違反転用への適正な対応は、平成28年3月現在の現状及び課題、平成28年度の活動計画(案)であります。お目通しをいただけますよう、願います。報告第1号については、本市のホームページに、「農業委員会の適正な事務実施に対する意見募集について」として掲載して、地域の農業者等から意見等を5月末まで募集し、お寄せいただいた意見等を参考にし、本市委員会において修正した内容について、再度、本市のホームページで公表いたします。平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)については、本市農業委員会農地専門部会において、承認を得た後、香川県農政水産部農政課経由で提出してから、公表することになります。なお、農政局からの詳細補正等の指示に対応するために、軽微な修正等は、事務局に一任いただけますようお願いいたします。以上で、報告を終わります。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。皆様方のほうで、何かご質問はございませんか。

(全委員質問なし)

川田農地専門部会長

それでは、これで平成28年4月の農地専門部会を終了したいと思います。

委員の皆様，本日は大変お疲れ様でした。

閉会時刻 12時30分